

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	夏迫 和久
登録番号又は法人番号	20461807
所属する単位会	鹿児島県行政書士会
事務所名称	夏迫行政書士事務所
事務所所在地	鹿児島県鹿児島市小山田町 9270 番地
処分年月日	令和7年3月14日
処分内容（種類）	3月間の業務停止処分（令和7年3月20日から令和7年6月19日まで）
上記処分をした理由	当行政書士は、社会保険労務士でなく、かつ法定の除外事由がないのに、業として、令和4年4月から令和5年11月までの間、社会保険労務士法第2条に規定する社会保険労務士の業務である就業規則等の書類作成業務を5件行った。 この間、令和4年11月に鹿児島労働局から社会保険労務士法第27条違反となる業務を行わないよう文書指導を受けたにもかかわらず、翌年同種の違反を行っている。 以上のことは、行政書士法第1条の2第2項に規定する「他の法律において制限された業務の禁止」及び行政書士法第10条に規定する「行政書士の信用又は品位を害するような行為の禁止」に違反する。
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	行政書士法第1条の2第2項、第10条、第14条第1項